

論説

杜佑『通典』に見える華夷思想

——高車とレヴィレートの記述を手がかりに——

三宅 舞佐志

はじめに

『通典』は、唐の杜佑（七三五―八二二年）の手により、代宗の大暦元年（七六六年）頃から徳宗の貞元一十七年（八〇一年）のおよそ三六年間をかけて撰述された。玄宗の天宝年間（七四二―七五六年）までの中国歴代諸制度を記し、朝廷に上献されてまもなくより皇帝・士人から広く評価された。^①

かつて内藤湖南は、「通典は通史とか類書とかの一つの目的のみで書かれたものではない、学問的の中に経世的意見述べた所をよく玩味せねばならない」と、その書の持つ性格に対して、深く探究することの意義を端的に述べた。^②この言葉に違わず、『通典』編纂の目的については洗洋な議論があるが、安史の乱後の変動する社会で新たな秩

序と国政の樹立が希求される中、経世致用の役割を果たさんとする見方が先学の大勢を占める。⁽³⁾『通典』は九篇から構成されるが、そのうち選挙、兵、辺防の三篇は従来の史書には無い新設の編目であり、その創設に杜佑による経世致用の目的が如実に表れているともされる。⁽⁴⁾

先の内藤は、とりわけ『通典』中の「古の人樸質にして、中華は夷狄と同じ」⁽⁵⁾や、「緬かに古の中華を惟うに、多く今の夷狄に類す」といった言説に、杜佑の「現代は古代よりも進歩して居ると云ふ理想主義的意見」を見出した。当該史料をめぐってはその後議論が重ねられ、内藤のごとく「進歩」や「発展」の歴史観を見出したり、⁽⁶⁾民族の違いはあくまで「社会发展段階」の差異に由来するとして、伝統的な華夷の別を打破した唐代の開放的な民族観と結びつけられたりされてきた。⁽⁷⁾

「古の中華」と「今の夷狄」に関する言説は、辺防典の序文に存在する。辺防典は、周辺諸族の社会制度や、中国王朝との関係、中国王朝による対外政策などの事項の沿革を述べたものである。よって、杜佑の華夷思想やそれに基づく対外政策理念がよく反映された編目と推測され、杜佑の言説の真意を探らんとする際に辺防典を分析することは至って有効である。先行研究では、辺防典に見える民族観についても、唐代の民族融合や民族政策を反映し、夷狄を蔑視せず共存することを主張したものであるとする見方が強い。⁽⁸⁾ただし、そうした研究の大部分は、その焦点が辺防典の序文だけに止まり、一九〇余りに及ぶ各条目の記述について具体的に検討がなされていない。『史記』匈奴伝と比較した際、⁽⁹⁾辺防典の匈奴条は、周辺諸族の統治に関する政治的主張を説く記述構成であるという指摘もあり、各条目の精察は不可欠である。

そこで、本稿が取り上げるのが、高車と呼ばれるテュルク系集団の婚姻習俗に関する記述である。『通典』边防典高車条に見える婚姻習俗の記述には、その下敷きであるはずの『魏書』高車伝と異なる点が見られる。高車は、边防典において匈奴と同様に北狄に分類され、そこには杜佑の政治的主張や編纂意図が反映されていると予想できる。本稿は、边防典高車条と『魏書』高車伝の差異を検討した上で、そこから『通典』における北狄の婚姻習俗をめぐる記述方法を明らかにし、『通典』の性格の一端を探究する。

一、『魏書』高車伝と『通典』高車条

左の史料は、『魏書』高車伝と『通典』高車条の婚姻習俗に関する記録である。傍線部は、『魏書』には存在したが、『通典』では省略された部分を示す。なお、『魏書』高車伝の原文は既に宋代には逸していたとされ、現行の『魏書』高車伝は、宋代に『北史』高車伝から補って編纂されたものである。とはいえ、もともと高車伝は『魏書』特有の列伝であり、『北史』高車伝の大部分が原文『魏書』高車伝に拠っていたと推定されるため、基本的に現行『魏書』高車伝はおおよそ原文に存在した文章と考えて差し支えなからう。⁽¹⁰⁾

『魏書』卷一〇三・高車伝（『北史』卷九八・高車伝）

婚姻牛馬を用いて聘を納れるに、多きを以て榮と爲す。結言既に定むれば、男黨車を營らせ馬を闌り、女黨をして恣に取らしむ。上馬袒乘し闌を出づ。馬主闌外に立ち、手を振り馬を驚かす。墜ちざれば即ち之を取り、墜つれば則ち更えて取る。數滿てば乃ち止む。俗に穀無く、酒を作らず。迎婦の日、男女相い將り馬酪・熟肉・

杜佑『通典』に見える華夷思想 三宅

節解を持つ。主人賓を延くも亦た行位無く、穹廬の前に叢り坐り、飲宴すること終日、復た其の宿に留む。明日、婦を將い歸る。既にして夫黨を將い、還り其の家の馬群に入り、良馬を取るを極む。父母兄弟惜しむと雖も、終に言う者無し。頗る寡婦を取るを諱むも、之を優憐す。⁽¹¹⁾

『通典』卷一九七・辺防一三・北狄四・高車条

婚姻牛馬を用いて聘を納れ、多きを以て榮と爲す。俗に穀無く、酒を作らず。迎娶の日、男女相い將り馬酪・熟肉・節解を持つ。即ち主人賓を延くも亦た行位無く、穹廬の前に叢り坐り、飲宴すること終日、復た其の宿に留む。明日、婦を將い歸る。既にして夫黨を將い、還り其の家の馬群に入り、良馬を取るを極む。⁽¹²⁾

問題となるのは、最後の傍線部「頗る寡婦を取るを諱む」である。この高車の習俗については、夙に田中克己氏が北アジア諸民族におけるレヴィレートの実態を検証した際に、「寡婦の再婚は行はれず、もとよりレヴィレートも行はれなかつたと見るべきであらう」とした。⁽¹³⁾ 寡婦を娶らなければ必然的にレヴィレートも成立しないのであるから、この見解は首肯される（本稿では、この高車の「寡婦を娶らぬこと」を、便宜上「レヴィレートが行われないこと」として扱ふ）。⁽¹⁴⁾ 先行研究には、高車の婚姻習俗が如何なる段階・系統の社会に属するものであるかを検討したものがこそあるが、「寡婦を娶らぬこと」について追及したものは少なく、ましてや『通典』の記述との差異を取り上げた研究はほとんどない。

『通典』高車条においてレヴィレート不実行の記録が省略されていることに言及した唯一の先学が、青木和子氏である。⁽¹⁶⁾ 氏の見解を簡単にまとめると以下の通りである。まず、『通典』室韋条にもレヴィレートの不実行に該当する

記録が存在するが、高車条とは異なりこちらでは省略されていない（これについては本稿第三章でも触れる）。また、『通典』末巻でレヴィレートを「汚俗」と評する杜佑にとつて、レヴィレートを行わない種族は珍しいはずであり、それを見逃すとは思えない。そして、杜佑は高車が鉄勒と同種族で回紇が鉄勒に属することを知っており、その回紇ではレヴィレートが行われていた。故に、杜佑は意図的に高車のレヴィレート不実行の記事を削除した。現在に至るまでのテュルク族のレヴィレート実在からいっても正当な処置であり、杜佑の削除の方が正しく高車にもレヴィレートは存在した。以上が氏の大意である。換言すれば、『魏書』の記述を誤りとみなすのである。

しかし、青木氏の論には問題がある。それは、「テュルク系民族はレヴィレートをを行う」という認識がアプリオリに存在しており、「高車がレヴィレートを⁽¹⁷⁾行っていた」という証左が一切無いまま結論が導き出される点である。まずは先入観を取り払い、なぜ『魏書』がこの記録を残したのかを考えることが必要である。本稿では、この点を次章で検討する。

もう一つの問題は、杜佑による記録の削除が本当に意図的であったかという点である。『通典』高車条は、全体として『魏書』高車伝の省略版とも呼べるものであり、なにも削除された記述はレヴィレートの不実行だけではない。無論、青木氏もそのことに言及しており、他の婚姻習俗に関わる箇所は単なる省略にしか見えないと述べた上で、上述の論をもってレヴィレート不実行の省略はそういった類の省略とは考え難いとする。しかし、高車条におけるレヴィレート不実行の削除が意図的であったかは、『通典』全体の中でレヴィレートの記録が如何に扱われているかを検証しなければ説得力を欠く。この点を第三章で検討する。

二 『魏書』の編纂とレヴィレート

『魏書』高車伝において、レヴィレートの不実行はなぜ記録されたのか。それを考えるためには、『魏書』においてレヴィレートはどのように記述されたのかを、レヴィレートが存在したと思われる集団に関する記録から見る必要がある。『魏書』における周辺諸族の列伝の中で、レヴィレートに関連する記述が見られるのは柔然、吐谷渾、宕昌である。

まずは柔然について、『魏書』蠕蠕伝には刻木や遊牧など諸習俗の記録があるなか、婚姻に纏わる習俗は一切記録されていない⁽¹⁸⁾。ただし、これは柔然にレヴィレートの習俗が存在しなかったことを意味するわけではない。柔然にレヴィレートが存在したことを明示するのが、『北史』蠕蠕公主伝の記述である。そこには東魏期に高歡が没した後、子の高澄が「蠕蠕國の法」に従って高歡の妻であった蠕蠕公主を娶ったことが記される（後に詳述する）。また、柔然では伏図（他汗可汗）という人物が、従兄且つ前々可汗である豆輪（伏古敦可汗）の妻であった候呂陵氏を娶ったとされる⁽¹⁹⁾。つまり、柔然にはレヴィレートの習俗が存在したが、『魏書』はこれを彼らの習俗として記録しなかったのである。

次に、吐谷渾に関しては、先の柔然とは異なり、その列伝中にレヴィレートの習俗が明記される。『魏書』卷一〇一・吐谷渾伝（『北史』卷九六・吐谷渾伝）に、

父兄死すれば、後母及び嫂等を妻ること、突厥と俗同じ。婚に至るも、貧しく財を備うる能わざれば、輒ち女

を盗み去る。⁽²⁰⁾

とある。その実例も確認でき、吐谷渾君主であった視麗の没後、その弟の烏紇提が視麗の妻を娶ったことが記録に残っている。⁽²¹⁾ また、世伏という君主は隋より光化公主を妻として迎え入れたが、世伏が没した後はその弟の伏允が光化公主を娶った。その際、伏允は隋の文帝に、「俗」に従って公主と婚姻することを申し出たとされている。⁽²²⁾

ただし、『魏書』吐谷渾伝のレヴィレートの記述が、『魏書』吐谷渾伝の原文であるかは極めて疑わしい。『魏書』卷一〇一もまた『北史』より補闕されたものであるが、高車伝や蠕蠕伝とは違い、吐谷渾伝は『周書』や『隋書』にも存在するため事態は複雑である。

当該史料を『魏書』の原文とすることを疑問視する理由は三つある。一つは、この婚姻習俗が「突厥と俗同じ」とされることである。北魏期に突厥はまだ勃興しておらず、『魏書』が編纂された北斉期に突厥が興っていたとしても、『魏書』に突厥が現れるとは考え難い。⁽²³⁾

二点目は、吐谷渾伝の構成である。次頁の表は『北史』、現行『魏書』、『周書』それぞれの吐谷渾伝の構成を示したものである。『北史』吐谷渾伝を冒頭から順に内容ごとに分けて番号を付し、各内容について現行『魏書』、『周書』に存在するものを「○」で示す。

表から分かるように、④～⑥は現行『魏書』と『周書』で同文である。また、④～⑦は『北史』と『周書』で同文であることを考えると、④～⑥を『魏書』の原文とみなすことは存疑である。そして、『北史』並びに現行『魏書』を見たとき不可解な点は、地理・風俗の記録が②、⑤の二度に亘り出現することである。その具体的な内容も

表 各正史における吐谷渾伝の構成と記述の有無

『北史』吐谷渾伝の構成		現行『魏書』	『周書』
①吐谷渾の建国		○	
②地理・風俗		○	
③吐延（五胡十六国期）～伏連籌（北魏末）の時代		○	
④夸呂の可汗即位		○	
⑤地理・風俗（レヴィレートを含む）		○	
⑥夸呂（東西魏期）の時代		○	
⑦夸呂（北周北齊期）の時代			○
⑧夸呂（隋初）～伏允（隋末まで）の時代			○

⑧を『隋書』から引用し編纂されたと見るのが自然である。

最後に三点目として、『太平御覧』（以下『御覧』）の記録を挙げる。『御覧』卷七九四・四夷部一五・西戎三・吐谷渾条には『後魏書』が引かれており、当時まだ原文『魏書』吐谷渾伝を参照できた可能性がある。高車伝など散逸していたと思われるものは、『魏書』ではなく、『北史』が『御覧』でも引かれており、『御覧』の引く『後魏書』は『魏書』の原文とみなされる。⁽²⁶⁾ この『後魏書』には表の②の記録があるが、やはりそこにも婚姻習俗は見えない。

以上の三点から考えるに、現行『魏書』吐谷渾伝に記載されるレヴィレートの習俗の記録は、原文『魏書』吐谷渾伝の文章ではない。すなわち、原文『魏書』吐谷渾伝では、蠕蠕伝と同じくレヴィレートがその習俗として記録されなかった。

②に「水草を逐い、帳に廬りて居し、肉酪を以て糧と爲す」、⁽²⁴⁾⑤に「恒に穹廬に處し、水草に随い畜牧す……肉酪を以て糧と爲す」とほぼ同じことを反復して述べており、とりわけ「肉酪を以て糧と爲す」は全くの同文が二度現れることとなる。以上より、『北史』吐谷渾伝はおおよそ①③を原文『魏書』、④～⑦を『周書』、

最後に、現行『魏書』においてレヴィレートの記録が存在するもう一つの列伝が、宕昌⁽²⁸⁾である。『魏書』巻一〇一・宕昌伝（『北史』巻九六・宕昌伝）に、

父子・伯叔・兄弟死すれば、即ち繼母・世叔母及び嫂・弟の婦等を以て妻と爲す⁽²⁷⁾。

とある。吐谷渾伝と同巻で、『北史』から補われたものである。列伝の冒頭から婚姻を含めた風俗の記述までは、『周書』宕昌伝とも同文であり、『魏書』の原文を考察する余地がない⁽²⁸⁾。よって、宕昌伝に関しては、レヴィレートの記録は『魏書』の原文に無かった可能性は高いが、とはいえ絶対に存在しなかったと断言はできない、という曖昧な回答しか現状の史料状況からは用意できない。ただし、もし仮に『魏書』の原文にあったとしても、少なくとも第四章で後述するような後世の史書のごとき侮蔑的な記述ではないことは言えよう。

ここでようやく、高車伝について検討する準備が整った。これまで見てきたように、レヴィレートを行っていた柔然や吐谷渾について、『魏書』ではそれを彼らの習俗として記録しなかった。宕昌についても同様の可能性が高い。これに対して、高車だけはその婚姻習俗について詳細な記録を残し、レヴィレートを行わないことをわざわざ記録した。『魏書』では至って異色の記述であるからこそ、高車伝にレヴィレートの不実行が記録された背景を探る意味が生じてくる。ここでは、北魏期に高車の記録がなされたこと、そして北斉期にその記録に基づき高車伝が編纂されたこと、という二つの角度から考える。

まず、北魏朝廷で記録がなされた原因として、鮮卑（或いは北族）社会においてレヴィレートが普遍的であったことが想起できる。レヴィレートは匈奴や烏桓などの人々の間において広範に見られた習俗であり、そして鮮卑社会

にも存在した⁽²⁹⁾。北魏の北方にいた柔然でも同様にレヴィレートが行われている中で、同じく北方の遊牧民でありながらレヴィレートを行わない高車の習俗は、当時の人々から奇習と見なされていたのではなからうか。その他の諸族について、『魏書』がレヴィレートを習俗として記録していないことが、このことを傍証する。『魏書』における高車の婚姻習俗に対する関心の高さは、他の諸族に関する記録と比較しても明らかである。『魏書』で婚姻習俗が記録されたのは、他にも勿吉、失韋（室韋）、焉耆、龟兹、波斯、暾哒などがあるが、いずれも高車伝ほど仔細な記録はない⁽³⁰⁾。こうした高車伝の記録の在り方は、北魏の人々にとって高車の習俗が奇異であったことの反映であり、故にレヴィレートの不実行が記録された可能性がある⁽³¹⁾。

さらに重要な問題が、『魏書』が北斉期に編纂されたことである。たとえ北魏期に記録がなされたとしても、編纂の過程でそれが残されなければ後世に伝わることはない。

先に触れたが、東魏ではその実権を握る高氏一族の中でレヴィレートが行われた。『北史』卷一四・后妃下・蠕蠕公主郁久閭氏伝に、

神武崩じ、文襄蠕蠕國の法に従い、公主に蒸し、一女を産む⁽³²⁾。

とあるように、父高歡の没後（五四七年）、その妻であった蠕蠕公主を高澄が妻として迎えた。蠕蠕公主は、当時柔然の可汗であった阿那瓌（勅連頭兵豆伐可汗）の次女であり、対西魏抗争に備えて柔然と和親を結ぶため高歡によって迎え入れられた⁽³³⁾。その後、高澄が五四九年に没すると、弟の高洋は翌年五月に帝位に即いて北斉を建立し、高歡を太祖献武皇帝（後に高祖神武皇帝）、高澄を世宗文襄皇帝にそれぞれ追尊した⁽³⁴⁾。『魏書』の編纂事業が始まったのは

さらにその翌年、五五一年のことであった。高洋から命を受けた魏収の編纂により、五五四年三月に紀伝が、十一月に志が完成した。

先学の指摘するように、北魏孝文帝の政策を称揚する魏斉革命の延長線上において、『魏書』の編纂は北魏・東魏の鮮卑的側面を削ぎ落とし、漢人王朝としての正統性を主張する役割を担った。⁽³⁵⁾ 然らば、北斉の太祖と世宗にあたる高歓と高澄の間で、「蠕蠕國の法」であるレヴィレートが行われたことは、『魏書』編纂の目的にとって不都合であった。⁽³⁶⁾ 魏収は、高歓と高澄のレヴィレートを『魏書』に記さないばかりか、柔然をはじめとする周辺諸族の習俗としてレヴィレートを記録することさえ避けるといふ徹底ぶりを見せた。高氏がレヴィレートをを行ったという事実がある以上、その習俗を夷狄のものであると『魏書』中に明記するのは忌憚すべきことであった。一方、夷狄である高車がレヴィレートを行っていなかったことを記録として残すことは、この問題とは抵触しない。

また、北斉という時期から眺めた時に検討を要するもう一つの背景が、高氏政権と高車の関係性である。北魏末、その北方では柔然と高車が角逐を繰り返していたが、劣勢にあった高車は高歓のもとへ降った。北魏が東西へ分裂した後、高歓は高車と結んでともにオルドスの地へ進攻した。その後も柔然に対する高車の旗色は好転することなく、まもなく主を失って高車は瓦解し、西魏との対立のため高歓は柔然との和親の道を選んだ。しかし、柔然も五五二年には新興の突厥により破られ、以後その残存勢力は北斉へ奔り助力を得ていたが、五五四年三月に北斉に背を向けたため対立することとなった。⁽³⁷⁾ まさに、『魏書』編纂中の出来事であった。

つまり、高氏政権にとって高車は、かつて高歓に従った集団であり、そして北斉との関係が悪化していた柔然の

大敵でもあった。太祖である高歡が従えていた高車が、夷狄でありながらも柔然とは異なり、レヴィレートを行わないという漢人に親和性のある習俗も有する集団であったことは、魏収にとつて残すに値する記録であった。

要するに、『魏書』高車伝のレヴィレート不実行の記述は、北魏期の記録と北斉期の編纂というプロセスを経て残されるべくして残されたものであった。高車伝の特異性から推すに、その記述を単なる誤記や捏造とするのは妥当ではない。であれば、『通典』高車条において当該記録が削除された意味について、いま一度検討し直す必要がある。

三 レヴィレートをめぐる『通典』の記述方法

第一章で述べたように、『通典』高車条におけるレヴィレート不実行の記録の省略が、果たして杜佑の意図によるものであるかを検証しなければなるまい。レヴィレートが『通典』全体の中で如何に扱われているのかを検討してみることが、その緒となる。

『通典』の辺防典を総覧すると、レヴィレートをめぐる記述には奇妙な点がある。辺防典でレヴィレートが習俗として記されるのは、夫余、附国、吐谷渾、宕昌、党項、悉立の六条である。辺防典は、東夷、南蛮、西戎、北狄の四部で構成されるが、六条のうち夫余が東夷、附国が南蛮、吐谷渾・宕昌・党項・悉立が西戎にそれぞれ分類される。すなわち、北狄に分類される諸族の中に、レヴィレートが習俗として記録されたものは存在しない。³⁸匈奴や烏桓、突厥など、従来の正史でレヴィレートの習俗が記録されてきた北狄について、辺防典ではその記述が省略され

る。その他の習俗や婚姻習俗自体が全て省略の対象となつてゐるわけではなく、ただレヴィレートに関する記述のみが一樣に省略される。

こうした北狄におけるレヴィレートの記録の消滅という現象が見られると同時に、『通典』におけるレヴィレートの記述には他にも大きな特徴が確認できる。『通典』卷一八五・边防一・東夷上・夫余条に、

兄死すれば嫂を妻ること、北狄と同俗なり。⁽³⁹⁾

とあり、また、同書卷一九〇・边防六・西戎二・吐谷渾条に、

父兄亡すれば、後母及び嫂等を妻ること、北狄と俗同じ。⁽⁴⁰⁾

とあり、レヴィレートの習俗が北狄と同じものであることを殊更に明記するのである。こうした諸族個々の記録以外にも、同書卷一八九・边防五・西戎一にある序略にも、

後母を妻り、嫠嫂を納ること、北狄の俗のごとし。故に國に鰥寡無く、種類繁く熾んなり。⁽⁴¹⁾

とあり、レヴィレートを「北狄の俗」と明言する。言うなれば、『通典』は諸処でレヴィレートを北狄の習俗と記しながら、実際の北狄の条目では彼らの習俗として一切取り上げないという、一見矛盾した記述方針をとつてゐるのである。これは、「レヴィレートは北狄の習俗である」という認識が、『通典』において暗黙の了解と化してゐることを示す。

さらに、『通典』のレヴィレート習俗の記述には、「蒸報」という文言が頻出する。『通典』卷一九〇・西戎二・党項条に、

其の庶母及び伯叔母・嫂・子弟の婦を妻り、姪穢に蒸報すること、諸夷中に最も甚爲り。⁽⁴²⁾
とあり、同書同卷・悉立条に、

蒸報を以て俗と爲す。⁽⁴³⁾

とある。また、同書同卷・宕昌条にも、

鼈・牛・羊・豕を牧養し、以て其の食に供す。俗に蒸報有り。文字無く、但だ木の榮落を取り、以て歳時を記す。⁽⁴⁴⁾

とあるが、宕昌については、『周書』卷四九・異域上・宕昌伝を見ると、

犛・牛・羊・豕を牧養し、以て其の食に供す。父子・伯叔・兄弟死すれば、即ち其の繼母・世叔母及び嫂・弟の婦等を以て妻と爲す。俗に文字無く、但だ草木の榮落を候い、以て歳時を記す。⁽⁴⁵⁾

とあり、『通典』宕昌条の記述が『周書』に拠っていることが分かる。ただし、レヴィレートに関する箇所のみが、「蒸報」という言葉に置き換えられる。このように、時には記述を書き換えてまで、杜佑はレヴィレートを「蒸報」という言葉で積極的に表現した。

次章でも触れるが、「蒸」や「報」は、もともと姦淫と結びつく不道德の意を有する語である。『通典』卷二〇〇・辺防一六・北狄七の末尾に附された杜佑による総括には、

奈何ぞ天子の尊を以て匈奴と約して兄弟と爲し、帝女の號を胡媼と並べ戎妻と爲し、母に烝し子に報し、其の汚俗に従わん。⁽⁴⁶⁾

という、「母に悉し子に報する」レヴィレートを「汚俗」とする劉昫の言葉が引用される。「蒸報」という表現には、レヴィレートに対する侮蔑の意識が明確に存在する。

以上のように、『通典』では「北狄―レヴィレート―汚俗」という三つの要素が固く結びつき、それがさも自明のことのように扱われる。であるからこそ、『通典』におけるレヴィレートの記述には作為性が認められ、高車条でレヴィレート不実行の記録が削除されたこともまた、単なる省略ではなかったと考えることができる。北狄に属する高車の習俗にレヴィレートが存在しないことは、『通典』の「北狄―レヴィレート―汚俗」という理解に背馳する。『通典』高車条におけるレヴィレート不実行の記録の削除は、先学の言うテュルク系民族の習俗としての正確性といった問題ではなく、北狄に対する杜佑の記述方針の問題からその必要性が発生したのである。

これと関連して検討しておかなければならない史料が、『通典』室草条である。『通典』卷二〇〇・北狄七・室草条に、

婦人再嫁せず、以爲えらく死人の妻以て共居し難し⁽⁴⁷⁾と

とあるように、同じ北狄に分類されながらも、高車とは相反して婦人が再婚しないことが習俗として明記される。

この記述は『隋書』室草伝と同文であり、『魏書』高車伝とは異なり、こちらは『隋書』から『通典』へと残された記録ということになる。

しかし、『通典』の室草に関する記述は、北狄に分類されたとは言っても、高車とは性格が異なる。『通典』では、室草は「契丹の類」と理解されており、また食文化や言語などが鞞鞞と同じであるとされる⁽⁴⁸⁾。契丹は、『通典』では

室韋と同卷に採録され、北狄に分類されており、そこでもやはり鞞鞞と同俗であることが記される。⁽⁴⁹⁾一方、鞞鞞は、『通典』において北狄ではなく東夷に分類される。⁽⁵⁰⁾要するに、室韋の習俗は東夷の鞞鞞と同じであり、たとえレヴィートを行っていなくても、「北狄―レヴィート―汚俗」という理解になんら支障を来さないのである。これは、匈奴との繋がりや、突厥と同様に狼の始祖伝説を持つとされた高車とは性質が大きく異なる。⁽⁵¹⁾

四 『通典』の性格の再検討

前章にて、『通典』におけるレヴィートの記述の在り方を見た。ここで問題となるのは、『通典』のこうした記述は、安史の乱後の時代的要請や、杜佑の一人の思想などにどこまで起因するのかという点である。まずは唐代に編纂された諸書を検討し、それらとの比較を通じて『通典』の性格を考えたい。

はじめに、太宗により編纂の命が発された正史のうち、⁽⁵²⁾『周書』が吐谷渾伝や宕昌伝にレヴィートの習俗を記していることは前にも触れたが、『周書』ではこの他に稽胡と突厥についても、その習俗としてレヴィートが明記される。⁽⁵³⁾『魏書』とは違い、『周書』ではレヴィートの記録を残すことを憚った様子は窺われない。『梁書』についても同様のことが言え、高句麗にレヴィートの習俗があったことを記しており、やはりレヴィートの記述を避けたい様子はない。⁽⁵⁴⁾そして、『隋書』では、党項、附国、突厥についてレヴィートが習俗として記録される。⁽⁵⁵⁾『隋書』卷八三・西域・党項伝に、

其の俗淫穢にして蒸報し、諸夷中に最も甚爲り。⁽⁵⁶⁾

とあるように、『隋書』ではレヴィレートの習俗が「蒸報」を用いて表現され、さらにそうした習俗に「淫穢」という侮蔑の言葉が附されるようになる。

同じく太宗期に編纂された『晋書』でも、吐谷渾伝でレヴィレートがその習俗として記録される⁽⁵⁷⁾。また、高宗期に李延寿が完成させた「南北史」は、基本的には南北朝の諸正史の記述を踏襲している。したがって、『南史』には『梁書』と同様に高句麗伝にレヴィレートの記述が存在し、『北史』では吐谷渾・宕昌・党項・附国・稽胡・突厥について『周書』・『隋書』に記録されたレヴィレートの記述がそのまま記載され、取り立てて削除も加筆も行われていない。「南北史」もまたレヴィレートの記録を残すことを忌憚しなかった。『北史』については、高澄と蠕蠕公主のレヴィレートを「蠕蠕國の法」と記しており、あくまでレヴィレートは柔然の習俗に過ぎないことを述べている。

総じて言えば、唐代に編纂された諸正史は、軒並みレヴィレートを夷狄の習俗として記述することを憚らなかつた。むしろ、『北史』の「蠕蠕國の法」という記述からは、レヴィレートを夷狄の習俗として明示する意図さえ窺える。加えて、『隋書』ではレヴィレートの習俗を「蒸報」という言葉で表すようになり、侮蔑的な記述が附されるようになった。つまり、『通典』の記述方法には、唐代初期に編纂された諸正史と共通した部分を見出すことができ、とりわけ『隋書』とは顕然とした類似性を看取できる。

当然、夷狄のレヴィレートが漢人による侮蔑の対象であったことは、なにもこの時代に始まったものではない。『史記』卷一一〇・匈奴伝に、漢の使節が中行説に放った言葉として、

匈奴の父子乃ち穹廬を同じくして卧す。父死すれば、其の後母を妻り、兄弟死すれば、盡く其の妻を取り之を妻る。冠帯の飾、闕庭の禮無し。⁽⁵⁸⁾

とあり、また、『漢書』卷九四上・匈奴伝上には、狐鹿姑单于時代の漢の使節の言葉に、

常に後母を妻ること、禽獸の行なり。⁽⁵⁹⁾

とあるように、古くから夷狄のレヴィレートは槍玉に挙げられてきた。ただし、こうした前代の史書が『隋書』・『通典』と決定的に異なる点は、夷狄のレヴィレートを「蒸」や「報」という言葉で表現することは無く、また、夷狄を非難する人物の言葉の中で言及されることはあっても、その列伝中の習俗の記録として侮蔑の言葉とともに記述するという点も無かったという点である。⁽⁶⁰⁾

もともと「蒸」や「報」という語は、『小爾雅』広義に、

男女の禮を以て交わらざること、之を「淫」と謂う。上淫「蒸」と曰い、下淫「報」と曰い、旁淫「通」と曰う。⁽⁶¹⁾

とあるように、目上の者との淫行を「蒸」、目下の者との淫行を「報」とした。經典には春秋時代に「蒸」があったことが記され、『春秋左伝正義』卷七・桓公十六年の伝文に、

初め、衛の宣公夷姜に烝し、急子を生む。⁽⁶²⁾

とあり、その孔穎達疏に、

晋の獻公齊姜に烝し、惠公賈君に烝し、皆是れ父の妾と淫る。此れも亦た父の妾にして、故に庶母と云うを知

るなり。……母と淫ること之を「蒸」と謂い、「蒸」是れ上淫なるを知る。⁽⁶³⁾

とある。⁽⁶⁴⁾すなわち、姦通や淫行といった意味での使用は古くから存在し、かかる用法は諸史書に広く見られる。⁽⁶⁵⁾『隋書』の曠古なる点は、夷狄の習俗を記録する際の表現方法としてそれを利用したところである。『文選』巻五四・劉孝標「辯命論」の李善注に、

『漢書』に曰わく、「匈奴其の俗、寛なれば則ち畜に隨い禽獸を田獵するを生業と爲し、急なれば則ち人は戰攻に習れ以て侵伐す。其れ天性なり。父死すれば、其の後母を妻り、兄弟死すれば、皆其の妻を取り之を妻る」と。『小雅』に曰わく、「上淫「蒸」と曰い、下淫「報」と曰う」と。⁽⁶⁶⁾

という、匈奴のレヴィレートを『小爾雅』の「蒸」・「報」と明確に結びつける記述がある。李善注が献じられたのは高宗期であり、『隋書』の成立とほぼ同時期のことである。

このように、唐初期には姦通や淫行の意味としての「蒸」や「報」を、夷狄によるレヴィレートの表現として転用し始めた。開元年間（七二一―七四一年）頃に政治的に活発であったと思われる劉昫の、「蒸報」を「汚俗」とする言葉が辺防典にも引かれるように、「蒸報」という文言によりレヴィレートを非難的に表現するすべは、なにも杜佑によって生み出されたものではない。『通典』は、唐代に流布した記述方法の流れを汲んだ上で、より徹底的且つ苛辣に用いてその方法を確立させたのである。

それでは、杜佑がこうまでしてレヴィレートを夷狄の「汚俗」として記述することに拘泥した目的は何であったのか。そこで、「古の中華」と「今の夷狄」をめぐる杜佑の考えを改めて見直さなければならぬ。『通典』巻一八

五・辺防序には、

覆載の内、日月の臨む所、華夏土中に居り、生物氣の正なるを受く。其の人性和にして才惠なり、其の地の産厚く類繁し。聖賢を誕生させ、繼ぎて法教を施す所以は、時に隨い弊を拯い、物に因り利用するなり。……緬かに古の中華を惟うに、多く今の夷狄に類す。……其の地偏なり、其の氣梗なり、聖哲を生まず、舊風を革むる莫く、誥訓の可ならざる所、禮義の及ばざる所なり。外にして内ならず、疏にして戚ならず。來たれば則ち之を禦ぎ、去れば則ち之に備うる事、前代の達識の士も亦た已に之を言う事詳らかなり。⁽⁶⁷⁾

とある。本稿のはじめにも述べたように、「緬かに古の中華を惟うに、多く今の夷狄に類す」という杜佑の考えは、多くの先学により「進歩」的な史観や開放的な民族観といった枠組みで論じられてきた。しかし、『通典』のレヴィートをめぐる記述方法から見た時、華夷の垣根を打ち壊さんとする民族観を杜佑に見出すことは困難である。むしろ、辺防典の序文に、「外にして内ならず、疏にして戚ならず」ともあるように、華夷の別は嚴然と存在する。「古の中華」と「今の夷狄」という杜佑の主張に置かれた主眼は、先学の指摘する「進歩」の史観や華夷の本源的な同一性ではなく、「舊風を革むる莫し」とあるように、夷狄という存在の不変性にほかならない。

そして、杜佑は「來たれば則ち之を禦ぎ、去れば則ち之に備う」という言説を持ち上げるが、これは杜佑が辺防典を立てた目的と密接に関わる。『通典』卷一の序文には、

纂ずる所の『通典』、實に群言を采り、諸人事を徴し、將に有政に施さんとす。……州郡を列ねて分領せしめ、邊防を置きて戎狄を遏く。⁽⁶⁸⁾

とあり、辺防典作成の目的は夷狄の防遏にあつた。⁽⁶⁹⁾さらに、『通典』卷二〇〇には杜佑による辺防典の総括として、四夷の夏を猾すこと尙し。明達の士の論ずる備邊の要、代として之無きは無し。國朝に房司空の上書して高麗を伐つを諫むる有りて云うに、「比來犯罪の死囚、毎に三たび覆べしめ、重ねて人命を惜しむこと此に至る。而して億萬の吏卒、一の罪戾無かるも、之を鋒刃に委ぬること、實に冤酷爲り」と。薛補闕の上書して諫むるに、「諸蕃の侍子久しく京師に在り、恐らく其れ邊塞の盈虚險易を知り、華夏の服翫聲色を悦び、或いは圖籍を窺い、兼ねて古今に達し、劉元海の徒有るがごとく、終に大慙と成らん」と。劉起居の『武指』に云うに、「秦の戎狄を逐い塞を出でしめ、華夷を限隔するは、是れ中策爲り」と。三賢の陳ぶる所、篤論と謂うべし、言の詳らかにして理の切なること、前古を度越し、斯れ仰歎する暇あらず、豈に敢えて繁述せん。⁽⁷⁰⁾

とある。ここでは、太宗の高句麗征服を諫める房玄齡、夷狄が中国内地で生活する現状をかつての五胡と重ねて諫める薛謙光、夷狄を中国から排除して華夷を線引きした秦を評価する劉駘の言葉が引かれ、この「三賢」による論を杜佑は称賛する。要するに、夷狄は征服して取り込んだり内地へ移したりせず、境界線を越えて来ようとするものを防ぐべきである、というのが杜佑の主張である。⁽⁷¹⁾レヴィーレートの習俗は、こうした華夷の別を截然と示すために重要な一要素であつた。「古の中華」にあたる経典中の「蒸」という語をもってレヴィーレートを表現する方法が當時存在していたことは、杜佑にとって好都合であり、『通典』の編纂にあたりこれを積極的に取り入れて自身の主張を補強したのである。

おわりに

『通典』中のレヴィエートをめぐる記述の在り方を検討した際、そこには前代の史書以上に激しい夷狄に対する蔑視を見出すことができる。高車におけるレヴィエート不実行の記録の削除は、その記述方針の一環を示す。この記述の目的には、夷狄が中華へ進出することを防がんとする、杜佑による対外政策の主張があった。

そうした主張の背景に、安史の乱による社会変動は想定されてよいと思われるが、『通典』の記述の在り方は全くの独創ではないこともまた留意されるべきである。レヴィエートに関する記述の変化の兆しは、唐初期に編纂された諸史書に確認できる。前代の『魏書』がレヴィエートを夷狄の習俗として記すことを避けたのに対して、唐代編纂の正史はそれと正反対の方針を採った上、非難と侮蔑の対象とした。自身の正統性を主張する正史にそうした傾向があったことが逆説的に、多民族を内包し、王室においてレヴィエートのごとき風習も見られた⁽⁷²⁾、唐王朝の実態を暗に物語る。『魏書』と唐代編纂の正史との差異は、それぞれの王朝の正統観や民族観が北族由来のものとして単一的に括られ難いことを示唆する。『通典』は、こうした唐代の風潮と方法を継承しつつ、さらに夷狄のステレオタイプ化を加速させたのであった。

後世では、『太平寰宇記』や『文献通考』でも高車について『通典』と全く同様の文章の削除が行われ、『御覽』の高車条では『北史』が引用されたが、やはり『通典』と同様の箇所が削除された⁽⁷³⁾。さらに、『旧唐書』・『新唐書』・『旧五代史』・『新五代史』といった諸正史の北狄に関する列伝では、『通典』と同様に習俗としてのレヴィエートの

記録が見えなくなる。⁽⁷⁴⁾特に『新唐書』突厥伝の序文において、『通典』も引用した「蒸餾」を「汚俗」とする劉昫の言葉や、杜佑の言葉が引かれていることは偶然とは考え難い。⁽⁷⁵⁾『通典』で確立された記述方法が後世へ与えた影響は、決して軽視できない。

註

- (1) 『旧唐書』卷一四七・杜佑伝。編纂時期については、北川俊昭『通典』編纂始末考——とくにその上献の時期をめぐって——(『東洋史研究』五七卷一号、一九九八年)一二八—一三二頁、李之勤『杜佑年譜新編』(三秦出版社、二〇一四年)二二二—二二八頁。
- (2) 内藤虎次郎『通典の著者杜佑』(同著『内藤湖南全集 第六卷』筑摩書房、一九七二年)。
- (3) 葛兆光『杜佑与中唐史学』(『史学史研究』一九八一年第一期)九—十頁、王錦貴『試論《通典》的問世及其経世致用思想』(『北京大学学报(哲学社会科学版)』一九八七年第四期)、陶懋炳『杜佑和《通典》』(『史学史資料』一九八〇年第三期)九—十頁、前掲註(1)北川論文一四〇頁、韓昇『杜佑及其名著《通典》新論』(上海社会科学院《伝統中国研究集刊》編輯委員会編『伝統中国研究集刊第二輯』上海人民出版社、二〇〇六年)一二二—一二三頁、謝保成『隋唐五代史学』(商務印書館、二〇〇七年)二五〇—二七〇頁。
- (4) 謝保成『論《通典》的性質与得失』(『中国史研究』一九九二年第一期)一四〇頁、前掲註(3)韓論文二二三頁。
- (5) 『通典』卷四八・礼八・立戸義に、「古之人樸質、中華與夷狄同」とある。
- (6) 前掲註(4)謝論文二三四—二三五頁、前掲註(3)謝書二五四—二五五頁、瞿林東『唐代史学論稿(增訂本)』(高等教育出版社、二〇一五年)三四六—三四七・三五五—三五六頁。
- (7) 前掲註(3)陶論文二二—二三頁、前掲註(3)韓論文二二三頁。
- (8) 前掲註(3)韓論文二二九・一三二頁、丁俊麗『杜佑《通典》的民本思想』(『湖北廣播電視大学学报』二〇〇七年)

第三期) 四九頁。張文儉「從《通典・边防》看杜佑民族思想」(『唐山師範學院學報』二〇〇九年第六期) は、唐代の開放的な民族觀念を繼承しつつ、安史の乱後の唐王朝の威光恢復を目指すため民族政策の見直しを図ったものと見る。

(9) 劉雅倩・馬曉娟「略談司馬遷与杜佑著史思想之差異」從《史記》与《通典》匈奴記載比較談起」(『六盤水師範學院學報』二〇一七年第六期)。

(10) 『魏書』高車伝の史料源等については、王石雨「今本《魏書・高車伝》史源探析」(『内蒙古社会科学』二〇二〇年第六期) も参照。

(11) 婚姻用牛馬納聘、以「多」爲榮。結言既定、男黨營車闌馬、令女黨恣取。上馬袒乘出闌。馬主立(於)闌外、振手驚馬。不墜者即取之、墜則更取。數滿乃止。俗無穀、不作酒、迎婦之日、男女相將持馬酪・熟肉・節解。主人延賓亦無行位、穹廬前叢坐、飲宴終日、復留其宿。明日、將婦歸。既而將夫黨、還入其家馬群、極取良馬。父母《兄弟》雖惜、終無言者。頗諱取寡婦、而優憐之。(御覽) 高車条引『北史』より補った字を「」、『魏書』にあるが、『北史』には無い字を()、『魏書』と『北史』で語順の異なる箇所を《》で示す。

(12) 婚姻用牛馬納聘、以多爲榮。俗無穀、不作酒。迎娶之

日、男女相將持馬酪・熟肉・節解。(即) 主人延賓亦無行位、穹廬前叢坐、飲宴終日、復留其宿。明日、將婦歸。既而將夫黨、還入其家馬群、極取良馬(北宋版『通典』(長澤規矩也・尾崎康編『宮内庁書陵部藏北宋版通典』汲古書院、一九八〇―八一年) により補った字を()、北宋版に無い字を《》、北宋版と異なる字を【】で示す。以下、『通典』を引用する場合も同じ)。

(13) 田中克己「北アジアの諸民族に於けるレヴィレット」(『北亞細亞學報』三号、一九四四年) 二五一頁。

(14) レヴィレット (Levite) とは、厳密には字義通り、寡婦が亡夫の兄弟と再婚する社会的慣習をいう。本稿で扱う諸民族では、時に夫の子まで対象を拡大した近親婚的形態をとるが、寡婦という条件が存在するため、先学らの表現に肖り、かかる範囲の婚姻を総じてレヴィレットと便宜上称することとする。多様な社会の婚姻習俗を一律にレヴィレットと分類することは、その実態を分析しようとする際には危険を伴う(時にレヴィレットには「子の法的父」など諸条件が想定されるが(椎野若菜「結婚と死をめぐる女の民族誌——ケニア・ルオ社会の寡婦が男を選ぶとき——」(世界思想社、二〇〇八年) 一九―二五頁)、本稿で扱う諸族の場合、その細かな慣習や条件は基本的に史料から判明

しない)。しかし本稿の主眼は、寡婦が夫の近縁者と婚姻する習俗を史書編纂者らが如何に扱ったのかという点にあるため問題とならない。また、「寡婦を娶らぬこと」は「レヴィレートを行わないこと」の十分条件に過ぎず、高車の記録を「レヴィレートを行わないこと」とすることも本来は慎重になるべきであるが、同様の理由で本稿の論点に抵触しない。

(15) 段連勤『丁零・高車与鉄勒』上海人民出版社、一九八八年）一九二—一九五頁、王茜・魏銘清「維吾爾族婚俗歴史演變研究」(『新疆大学学報(社会科学版)』二〇〇二年第一期)三三三頁、周偉洲『敕勒与柔然(增訂本)』(商務印書館、二〇二二年)三〇頁。

(16) 青木和子「魏書高車伝にみえる婚姻習俗について(一)」(『龍谷史壇』七九号、一九八一年)。

(17) レヴィレートが一夫多妻と関係することこそ指摘されることが(Remi Clignet, *Many Wives, Many Powers: Authority and Power in Polygynous Families* (Northwestern University Press, 1970), p. 19) 遊牧民やテュルク民族であることと結びつく必然性はなく、たとえ高車がレヴィレートをやっていなかったとしても不思議ではない。

(18) 『魏書』蠕蠕伝もまた『北史』蠕蠕伝から補われたもの

であるが、概ね高車伝の場合と同様に考えてよからう。

(19) 『魏書』卷一〇三・蠕蠕伝(『北史』卷九八・蠕蠕伝)。これはしばしばレヴィレートの一例とされるが(内田吟風『北アジア史研究——鮮卑柔然突厥篇——』(同朋舎、一九七五年)三〇五頁、前掲註(15)周書一一八頁)、厳密には従兄の妻は服制上から言っても通常レヴィレートと規定される嫂等とは異なる段階の傍系リネージに属する(Han-yi Feng, *The Chinese Kinship System* (Harvard University Press, 1967), pp. 20-43)。

(20) 父兄死、妻後母及嫂等、與突厥俗同。至于婚、貧不能備財者、輒盜女去。

(21) 『魏書』吐谷渾伝(『北史』吐谷渾伝)に、「視羆立。死、子樹洛干等並幼、弟烏紇提立、而妻樹洛干母、生二子慕瓊・慕利延」とある。

(22) 『隋書』卷八三・吐谷渾伝に、「十六年、以光化公主妻伏……明年、其國大亂、國人殺伏、立其弟伏允爲主。使使陳廢立之事、并謝專命之罪、且請依俗尙主、上從之」とある。

(23) 他に『魏書』中では西域伝の数箇所にも突厥の名が見えるが、いずれも『魏書』の原文とは考え難い(後掲註(30)も参照)。

- (24) 逐水草、廬帳而居、以肉酪爲糧。
- (25) 恆處穹廬、隨水草畜牧……以肉酪爲糧。
- (26) 『太平御覽』卷八〇一・四夷部二二・北狄三・高車条。『魏書』の逸卷補闕作業は、宋の嘉祐六年（一〇六一）にその命が下された。これは『御覽』の編纂より後のことである。『御覽』の引く『後魏書』太宗紀や孝靜紀が、『北史』から補闕した現行『魏書』のものとは異なることも指摘されている（内田吟風「魏書西域伝原文考釈（上）」、『東洋史研究』二九卷二号、一九七〇年）八五頁。
- (27) 父子・伯叔・兄弟死者、即以繼母・世叔母及嫂・弟婦等爲妻。
- (28) しばしば先行研究は、『魏書』西域伝などの原文復元に於いて『周書』や『隋書』に存在する文章を排除する方法をとる（前掲註（26）内田論文、同著『魏書西域伝原文考釈（中）』（『東洋史研究』三〇巻二・三号、一九七一年）、同著『魏書西域伝原文考釈（下）』（『東洋史研究』三一巻三号、一九七二年）、余太山『兩漢魏晉南北朝正史西域伝要注』（商務印書館、二〇一三年）四一九―五〇二頁）ただし、この論理は『魏書』の原文にも同文があった可能性を完全に排しない（田辺勝美「ローマと中国の史書に秘められた「クシャノ・ササン朝」」（『東洋文化研究所紀要』一一四号、一九九四年）七八頁）。
- (29) 『三国志』卷三〇・烏丸伝・注引王沈『魏書』烏丸伝に、「父兄死、妻後母執嫂、若無執嫂者、則己子以親之次妻伯叔焉、死則歸其故夫」とあり、同書同卷・鮮卑伝・注引王沈『魏書』鮮卑伝に、「其言語習俗與烏丸同」とある。前掲註（13）田中論文二四七―二四八頁、牧野巽「烏桓・鮮卑の女性と族制」（同著『牧野巽著作集 第七卷 家族論・書評他』御茶の水書房、一九八五年）一六四―一六五頁、馮繼欽「我国阿爾泰語系諸族的収繼婚述略」（『龍江社社会科学』一九九五年第一期）なども参照。
- (30) 勿吉伝、失韋伝は『魏書』卷一〇〇。焉耆伝、龜茲伝、波斯伝、暾噠伝は『魏書』卷一〇二・西域伝。ただし、卷一〇二は逸卷であり、『魏書』の原文ではない可能性がある（前掲註（28）内田一九七一年論文八二―八六・九六―一〇一頁、前掲註（28）内田一九七二年論文六七―六九頁、前掲註（28）余書四四三―四四七・四五九―四六一・四八四―四八七頁）。このほか現行『魏書』には卷一〇二・康国伝にも婚姻習俗の記録があるが、「婚姻喪制與突厥同」とあることから明らかに『魏書』の原文ではない。
- (31) Edwin G. Puleyblank, "The 'High Carts': A Turkish-Speaking People Before the Turks" (*Asia Major* 3(1), 1990), pp. 23-25. 高

車の習俗に関する記録が、通常の漢籍の遊牧民に関する記述の範疇を超えており、実見に基づくようであるという。

氏のいう「実見」や「通常の漢籍の記述」とは何か測りかねるが、婚姻をはじめとする高車の習俗の記録が、『魏書』中で際立って詳らかであることは確かである。

(32) 神武崩、文襄從蠕蠕國法、蒸公主、産一女焉。

(33) 『北史』蠕蠕公主郁久閭氏伝。

(34) 『北齊書』卷四・文宣紀・天保元年条。

(35) 佐川英治「東魏北齊革命と『魏書』の編纂」(『東洋史研究』六四卷一号、二〇〇五年)。

(36) 東魏武定六年(五四八年)五月「魏故齊献武高王閭夫人墓誌」の墓主はこの蠕蠕公主であるが、そこには高歓との婚姻のみが記されており、当時彼らのレヴィレットを記すことを避ける風潮があったことを示す。当該墓誌については、周偉洲『新出土中古有関胡族文物研究』(社会科学文献出版社、二〇一六年)八〇―八二頁、羅新「茹茹公主」(同著『王化与山陰：中古辺裔論集』北京大学出版社、二〇一九年)八五―九一頁も参照。ただし、両者とも墓誌に高

澄との婚姻が省かれていることについて検討はしていない。

(37) 『魏書』卷二二・孝静帝紀・興和三年条、『北齊書』卷一・神武帝紀上、同書卷二・神武帝紀下、『北史』蠕蠕伝、

同書高車伝。

(38) ここでいう習俗としてのレヴィレットの記録とは、例えば『史記』匈奴伝に「父死、妻其後母、兄弟死、皆取其妻妻之」とあるような、集団の諸習俗を述べる文中において、その習俗の一つとして記された婚姻習俗の記録のことを指す。これに類する記録が、『通典』の北狄条ではすべて省略されている。『通典』卷一九四・边防十・北狄一・匈奴条上には、「冒頓殺父、妻羣母」というレヴィレットと関連する記述があるが、これは単に冒頓单于の事跡が記されたものであり、匈奴の習俗として記された記録とは言えない(当該史料についてさらに言えば、これは劉敬の言葉の一部であり、明らかに習俗の記録とは性質を異にする)。

(39) 兄死妻嫂、與北狄同俗。

(40) 父兄亡、妻後母及嫂等、與北狄俗同。

(41) 妻後母、納嬖嫂、如北狄之俗。故國無鰥寡、種類繁熾。

(42) 妻其庶母及伯叔母・嫂・子弟之婦、姪穢蒸報、諸夷中最爲甚。

(43) 以蒸報爲俗。

(44) 牧養羴・牛・羊・豕、以供其食。俗有蒸報。無文字、但取木榮落、以記歲時。

(45) 牧養羴・牛・羊・豕、以供其食。父子・伯叔・兄弟死

者、即以其繼母・世叔母及嫂・弟婦等爲妻。俗無文字、但候草木榮落、以記歲時。

(46) 奈何以天子之尊與匈奴約爲兄弟、帝女之號與胡媼並爲戎妻、烝母報子、從其汚俗。

(47) 婦人不再嫁、以爲死人妻難以共居。

(48) 『通典』室韋條に、「蓋」契丹之類也。……造酒・食噉・言語與鞞鞞同」とある。

(49) 『通典』卷二〇〇・契丹條に、「其俗頗與鞞鞞同」とある。

(50) 『通典』卷一八六・辺防二・東夷下・勿吉又曰鞞鞞條。

(51) 『通典』高車條に、「其語略與匈奴同而時有小異。或云其先匈奴之【朔】也。……其俗云、匈奴單于生二女、姿谷甚美、單于曰、「此女安可配人、將以與天。」乃於國北無人之【地】築高臺、置二女於其上、曰、「請天自迎之。」乃有一老狼、晝夜守臺嗥呼、因穿臺下爲穴、經時不去。其小女曰、「吾父以我與天、而今狼來、或是天處我。」乃下爲狼妻而產子、後遂滋繁成國。故其人好引聲長歌、大似狼嗥」とある。突厥條に見える狼の説話については、『通典』卷一九七・突厥條上。

(52) なお、『北齊書』と『陳書』には、周辺諸族の列伝が無

(53) 『周書』卷四九・稽胡伝、同書卷五〇・異域下・突厥伝。

(54) 『梁書』卷五四・諸夷・東夷・高句驪伝。

(55) 『隋書』卷八三・党項伝、同書同卷・附国伝、同書卷八四・北狄・突厥伝。

(56) 其俗淫穢蒸報、於諸夷中最高爲甚。

(57) 『晋書』卷九七・四夷・吐谷渾伝に、「父卒、妻其群母、兄亡、妻其諸嫂」とある。

(58) 匈奴父子乃同穹廬而卧。父死、妻其後母、兄弟死、盡取其妻妻之。無冠帶之飾、闕庭之禮。

(59) 常妻後母、禽獸行也。

(60) レヴィレートが習俗として記録されたものは、『史記』匈奴伝、『漢書』匈奴伝、『後漢書』東夷・夫余伝、同書西羌伝、同書烏桓伝、『三国志』卷三〇・東夷・夫余伝がある。

(61) 男女不以禮交、謂之「淫」。上淫曰「烝」、下淫曰「報」、旁淫曰「通」。

(62) 初、衛宣公烝於夷姜、生急子。

(63) 晉獻公烝於齊姜、惠公烝於賈君、皆是淫父之妾。知此亦父妾、故云庶母也。……淫母而謂之「烝」、知「烝」是上淫。

(64) 杜預注には、「夷姜、宣公之庶母也。上淫曰「烝」とある。

(65) 『魏書』中にも「蒸」の語が複数見えるが(卷二一上・北海王詳伝、卷九七・烏夷劉裕伝、卷九九・私署涼州牧張寔伝、同卷・鮮卑乞伏國仁伝、同卷・盧水胡沮渠蒙遜伝、高車伝)、いずれも目上との姦通・淫行という語意の範疇を文脈上出しておらず、必ずしも婚姻と結びつくわけではない。高車伝には「阿伏至羅長子蒸阿伏至羅餘妻、謀害阿伏至羅」とあるが、夫である阿伏至羅が存命中に起きた姦通事件であり、寡婦と亡夫の近親との再婚であるレヴィレイトとは全く関係が無い(レヴィレイトの定義については、前掲註(14)を参照)。一方、唐代編纂の史書になると、『隋書』卷三六・后妃・容華夫人蔡氏伝に「上崩後、自請言事、亦爲煬帝所烝」と、『北史』蠕蠕公主伝に「神武崩、文襄從蠕蠕國法、蒸公主」とあるように(これらの史料については、松下憲一「后妃のゆくえ——北齊・北周の後宮——」(『愛知学院大学文学部紀要』四六号、二〇一七年)も参照)、『蒸』が夫の死と明確に関連づけられ、レヴィレイトを思わせる記述が出現する。このこともまた、レヴィレイトに対する否定的な見解が示されたものと解しうる。

(66) 『漢書』曰、「匈奴其俗、寬則隨畜田獵禽獸爲生業、急

則人習戰攻以侵伐。其天性也。父死、妻其後母、兄弟死、皆取其妻妻之。」「小雅』曰、「上淫曰「蒸」、下淫曰「報」。」

(67) 覆載之内、日月所臨、華夏居士中、生物受氣正。其人性而才惠、其地產厚而類繁。所以誕生聖賢、繼施法教、隨時拯弊、因物利用。……緬惟古之中華、多類今之夷狄。……其地偏、其氣梗、不生聖哲、莫革舊風、誥訓之所不可、禮義之所不及。外而不內、疏而不戚。來則禦之、去則備之、前代達識之士亦已言之詳矣。

(68) 所纂『通典』、實【采】群言、徵諸人事、將施有政。……列州郡俾分領焉、置邊防遏戎【狄】焉。

(69) 李錦繡『《通典》・边防・西戎』西域部分序説(李錦繡・余太山『《通典》西域文獻要注』上海人民出版社、二〇〇九年)四四―五六頁は、辺防典の西域部分について、『通典』に先行する劉秩『政典』とは異なる、辺境防衛に対する杜佑の主張を看取する。

(70) 四夷之猾夏尙矣。明達之士論備邊之要、無代無之。國朝有房司空上書諫伐高麗云、「比來犯罪死囚、每令三覆、重惜人命至此。而億萬吏卒、無一罪戾、委之鋒刃、實爲冤酷。」薛補闕上書諫、「諸蕃侍子久在京師、恐其知邊塞盈虛險易、悅華夏服翫聲色、或窺圖【籍】、兼達古今、如有劉元海之徒、終成大愆。」劉起居【武指】云、「秦逐【戎】狄出塞、

限隔華夷、是爲中策。」三賢所陳、可謂篤論、言詳理切、度越前古、斯仰歎不暇、豈敢繁述【耳】。

高車条。

- (71) 小野響「天可汗の現実と理想——拡大解釈された唐太宗の天可汗——」(『東洋史研究』八一巻三号、二〇二二年) 三五八—三六五頁は、辺防典が夷狄問題に警鐘を鳴らす構成となっており、「臨統四夷」の天可汗が辺境防衛の理想的状态を示すものとして記されていると指摘する。辺防典が夷狄対策を論ずるものであるという見方に異論はない。ただし、「臨統四夷」は、杜佑の言う辺防典創設の目的である「防遏戎狄」とは本来性格を異にするものであり、前者は夷狄を征服して内に取り込むもので、後者は夷狄を外に排除するものである。辺防典の総括部分において、太宗の高句麗遠征を諫めた房玄齡を称賛しているように、太宗による夷狄征服について杜佑は肯定的ではない。

- (72) 董家遵『中国古代婚姻史研究』(広東人民出版社、一九九五年) 五五—六二頁、Samping Chen, *Multicultural China in the Early Middle Ages* (University of Pennsylvania Press, 2012), pp. 11—12/66。

- (73) 『太平寰宇記』巻一九四・四夷二三・北狄六・高車条、『文献通考』巻三四二・四裔考一九・高車条、『太平御覽』

- (74) 『旧唐書』巻一九四・突厥伝、同書巻一九五・迴紇伝、同書巻一九九下・北狄伝、『新唐書』巻二二五・突厥伝、同書巻二二七・回鶻伝、同書巻二二八・沙陀伝、同書巻二一九・北狄伝、『旧五代史』巻二二七・契丹伝、同書巻二三八・回鶻伝、『新五代史』巻二二七三・四夷附録一一二・契丹、同書巻七四・四夷附録三・突厥、同書同巻・回鶻伝。(75) 『新唐書』突厥伝に引かれる杜佑の言葉に、「漢時、長安北七百里即匈奴之地、侵掠未嘗暫息。計其舉國之衆、不過漢一大郡。鼂錯請備障塞、故北邊安妥」とある。同文は『通典』巻一七四・州郡四・古雍州下にもある。前漢期の北辺の安寧が鼂錯の提唱した防塞政策によるものとする点において、夷狄は防遏すべきとする杜佑の主張に符合する。

(東京大学大学院人文社会学系研究科博士課程・)

日本学術振興会特別研究員)

【付記】本稿はJSPS科研費特別研究員奨励費JP22K10550S助成を受けたものである。

TOYO GAKUHO

THE JOURNAL OF THE RESEARCH DEPARTMENT OF
TOYO BUNKO

Vol. 105, No. 2

September 2023

Du You's Hua-Yi Distinction as Seen in the *Tongdian*:
Considering the Descriptions regarding the Gaoche and Levirate Marriage
Customs as Clues

MIYAKE Musashi

Du You 杜佑 wrote the *Tongdian* 通典 during the Tang dynasty rule, and it strongly reflects his political convictions. A part of the book dealing with frontier defense, the *Bianfangdian* 邊防典, comparing the “ancient Chinese” to “modern barbarians,” has been associated with Du You’s progressive view of history and open-minded perspective of different peoples. This paper reconsiders the originality of the *Tongdian* by analyzing the differences between the *Bianfangdian* and the underlying *Weishu* 魏書 regarding the record of the Gaoche 高車 marital custom.

In contrast to the *Weishu*, which stated that there was no levirate marriage custom among the Gaoche, the *Bianfangdian* omitted this description. Although previous studies have considered this to be an error in the *Weishu*, this custom was recorded for a reason. Levirate was practiced in the imperial family of the Northern Qi, such as between Taizu 太祖 and his son Shizong 世宗. To proclaim legitimacy as the Chinese dynasty, the *Weishu* did not describe levirate as a barbarian practice. The fact that the Gaoche, who had close ties to

the Northern Qi dynasty, had not practiced the levirate custom was favorable for the *Weishu*.

The *Tongdian* emphasized that levirate was a northern barbarian custom, and used the derogatory terms *zheng* 蒸 and *bao* 報 to refer to it. This style of description had previously appeared in the various texts compiled during the early Tang dynasty, and the *Tongdian* utilized it thoroughly. The *Weishu*'s assertion that the northern barbarian Gaoche did not practice the levirate was inconsistent with this policy of description, and thus Du You erased this record from the *Tongdian*. Du You's active use of this strategy stemmed from his foreign policy of preventing the advancement of barbarians into China. By comparing the "ancient Chinese" to "modern barbarians," he aimed to assert the immutability of barbarians, and there was a clear distinction between the Chinese and the barbarians in this assertion. The descriptions of levirate in the *Tongdian* reinforced Du You's claim that the Chinese are distinct from the barbarians.

Battle of Talas and Suiye: Unravelling the True Purpose of Tang Dynasty's Military Campaign

SAITO Shigeo

This paper explores the historical development leading up to the Battle of Talas, which took place in 751 between the Tang Dynasty and Islamic forces. While some studies have long regarded the battle as an important clash in world history, others have argued that it was a serendipitous encounter with little impact on subsequent historical developments. This paper discusses the historical significance of the battle, starting from examining the motive of the Tang army, which was led by Gao Xianzhi 高仙芝 to the banks of the Talas River.

First, Chapter 1 discusses the context of Central Asian history leading